

2015年度 沖縄調査

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会長 藤川 元 (35 期)

1 人権擁護委員会沖縄問題対策部会は、1995（平成7）年以降は毎年、沖縄に2泊3日で視察旅行に行き、米軍基地に端を発する人権侵害問題について調査を行ってきた。2015（平成27）年度は、1月29日（金）から31日（日）にかけて、普天間基地の辺野古移設をめぐる問題を調査することを主眼として、以下のような視察・調査を行なった。一行は、担当職員や修習生を含めて13名であった。



大浦湾を見下ろす高台での解説

2 1月29日（第1日目）

- (1) この日は、沖縄県と国との間で訴訟が展開されている代執行訴訟の第3回口頭弁論期日の開かれる日であった。私たち一行は、那覇空港から、那覇地裁前へ直行した。午後2時から開始される裁判を控え、裁判所前の広場では沖縄県側から出席しようとする翁長知事、稲嶺・名護市長、弁護団弁護士からの挨拶、これらを激励する挨拶が大盛況の中、行なわれた。私は、この訴訟で沖縄県側の意思が受容られる結果となるよう願わずにはいられなかった。
- (2) この集会が終わるとすぐに、沖縄県庁へ行き、基地対策課、企画調査課のかたから、米軍基地に関するさまざまな角度からのお話をうかがった。中でも印象に残ったことは、敗戦直後の頃とは異なり、今の沖縄経済は米軍基地に依存しているのではないこと、むしろ逆に、米軍基地の一部が返還され、活用されている跡地と活用されていない跡地があるが、活用されている跡地は大きな経済波及効果が得られていることだった。私たちは、沖縄は基地によって生活が成り立っている、との誤った思い込みを修正しなければならない。

3 1月30日（第2日目）

- (1) 那覇を朝出発し、辺野古に向った。辺野古にある米軍のキャンプシュワブのゲート前には、キャンプ内に辺野古の海を埋め立てるための資材を搬入させまいとする住民がテントを構えて体を張っている。朝5時ごろにこのゲートを資材搬入のための車両が通過しようとする際には、これに抗議する住民と搬入を守ろうとする警察との間で衝突が起き、逮捕者が出るという。こうした話を聞くと、法律は何のためにあるのか、誰のためにあるのか、改めて考えさせられる。
- (2) 午後、辺野古に基地を作らせないことを訴える「二見以北の会」代表をつとめる浦島悦子さんに、辺野古の海が見渡せる丘の上から現状を説明していただいた上で、場所を変えて話をうかがった。国からの、アメとムチによる圧力が強い中で、この小柄で品の良い初老の女性のどこにそのようなエネルギーがあるのかとってしまうが、自然豊かな海に対する感謝の気持ちと、かつての沖縄戦に示されるような戦争の原因を基地が作り出していることから、基地は絶対に作ってはならないとの信念をもっているとのこと、深く感じさせるものがあった。また、同席して

いた、地元で建設業を営む渡具知さんは、国が基地建設を進めることで住民同士の人間関係が切り裂かれかねない苦悩や、そうした中でもご子息が自らの考えのもとに基地に反対する活動に身を投じてくれている喜びを、ありのままに語って下さった。今回の視察において、純粋な地元のお二人のお話を聞いたことは大変喜ばしいことだった。

- (3) この日は、さらに懇談会の予定を組んだ。名護市内で私たちは、「海上ヘリ基地建設反対・平和と名護市政民主化を求める協議会」の4名のかたがたと辺野古基地建設の問題について、意見交換をした。ここでは、① 辺野古基地の建設は単に普天間基地の代替施設を作るというのではなく日米共同の一大軍事拠点を作る計画であるのだ、② キャンプシュワブのゲート前の抗議活動は、まさに体を張った活動なのだ、③ 実際に辺野古に基地を造るとなると、地下に文化財が埋没していたり、埋立に必要な土砂の用意をどうするのか、などさまざまな関門があり、単に、今、県と国とが係争中の裁判だけで帰趨が決まるものではない、④ 辺野古基地建設反対のための沖縄県民の活動が、このところ、とくに拡大しかつ活発化している、などのお話を聞いた。

4 1月31日(第3日目)

前述のとおり、代執行訴訟の第3回口頭弁論期日が1月29日に開かれたが、県の弁護団の中で事実上中心的役割を荷っているのが加藤裕弁護士(沖縄弁護士会・44期)である。私たちは、多忙な加藤弁護士に無理を願って日曜日の午前中にお話を聞かせていただいた。29日の裁判期日に、非公開の場で裁判所から双方当事者に和解案が示されたのだが、これは口外しない約束となっていたため、加藤弁護士も私たちも和解の話に触れることは一切しなかった。これまでの法廷で弁護士団の先頭に立って弁論を担当してきた弁護士として3回の弁論を通じて訴訟の行方について一体、どのような感触をもってきたのだろうか、私は、この点に最も関心があった。加藤弁護士のお話を聞いて、私は、裁判所が今回、国が提起した代執行訴訟が、地方自治法245条の8に定める要件



キャンプシュワブ前のテントの様子

の1つである「本項から第八項までに規定する措置以外の方法によってその是正を図ることが困難」との要件を果たして満たしているのかどうか強い疑問をもっているようであると感じた。和解が成立しないようならば、翁長知事、稲嶺・名護市長の証人尋問を経た上で結審、判決の予定であり、判決は2016(平成28)年4月ころであろう、とのことであった(注)。裁判の現場で奮闘する弁護士はもちろんであるが、これを東京から注視する私たちにとっても、緊張する時間が続くことになる。

なお、加藤弁護士からは、地方と国の関係を研究するセクションが弁護士会にあってもよいのではないかと、との提案がなされたが、一考を要する問題提起であると思う。

- 5 今回の沖縄視察、いろいろなかたのお話を聞くことができ非常に充実したものになったと自負している。昨年11月5日、クレオにおいて琉球大学・徳田博人教授、沖縄弁護士会・金高望弁護士をお招きして辺野古基地建設についてのパネルディスカッションを行なったのであるが、今回の視察では、1月29日の公式のプログラムが終わったのち、沖縄問題対策部会での懇親会を行なうにあたり、このお二人にお声かけをしたところ、お二人とも喜んで参加して下さい、より交流を深めることができた。このことも、良き思い出の1つである。

(注) 本原稿を寄稿したのちである2016(平成28)年3月4日、国と県とは裁判上の和解をし、埋立工事は一旦は中断することになった。